

医療機関等のみなさまへ

受診券への記載について(お願い)

お世話になっております。

舞鶴市の方が、京都府外の医療機関で妊婦・産婦健康診査、新生児聴覚検査、1か月児健康診査を受けられる場合は、舞鶴市の受診券が使用できませんので、自費にて健診、検査を受けていただくこととなります。

健診、検査費用については、後日、ご本人様が受診券と領収書を添付のうえ、舞鶴市に助成金の申請をされますので、お手数をおかけいたしますが、該当する検査項目の受診券に受診日、医療機関名、健診結果等をご記入のうえ、ご本人様にお渡しくださいますようお願いいたします。

なお、領収書又は診療明細書には、当該検査項目の金額を明記いただくようお願いいたします。
また、健診や検査の結果、支援が必要な場合は、お手数ですが、下記へ速やかにご連絡ください。

舞鶴市こども家庭センター
舞鶴市余部下1167番地

☎0773-68-9155